

鳩山監査委員告示第2号

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付された令和4年度鳩山町水道事業会計決算について審査した結果を次のとおり公表する。

令和5年9月15日

鳩山町監査委員 戸 口 章

鳩山町監査委員 日 坂 和 久

鳩 監 第 42 号  
令和 5 年 8 月 22 日

鳩山町長 小 峰 孝 雄 様

監査委員 戸 口 章

監査委員 日 坂 和 久

令和 4 年度鳩山町水道事業会計決算の審査結果について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき審査に付された令和 4 年度鳩山町水道事業会計決算について審査したので、別紙のとおり意見書を提出します。

## 審 査 の 概 要

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1. 審 査 の 期 日     | 令和 5 年 7 月 25 日   |
| 2. 審 査 し た 事 業 所 | 鳩山町上下水道課  |
| 3. 審 査 の 手 続 き   | 決算審査に当っては、鳩山町水道事業管理者から提出された決算書並びに付属財務諸表が、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため会計諸帳簿との照合等通常実施すべき審査手続きを適用した。 |

## 審 査 の 結 果

### 1. 決算書類について

審査に付された決算書類は、地方公営企業法及び関係法令に準拠し、かつ、会計の原則に則って作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に示しているものと認められた。

### 2. 経営成績について

令和 4 年度の事業総収益は、2 億 5,647 万 979 円となり、前年度に比べ 796 万 909 円、3.0%減少した。この主な要因は、給水収益相当額（給水収益と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした他会計補助金）より 2.17%減少したこと。また、長期前受金戻入の減少などによるものである。

次に事業総費用は、2 億 5,559 万 8,696 円となり、前年度に比べ 719 万 7,484 円の減少となった。

この結果、当期は 87 万 2,283 円の経常利益を得ることができた。

### 3. 業務状況について

令和 4 年度の給水人口は、町の人口減少に伴い 13,108 人と前年度に比べ 135 人、1.0%の減少となった。年間総配水量は 1,657,014 m<sup>3</sup>で前年度に比べ 18,220 m<sup>3</sup>、1.09%の減少となっている。また、年間有収水量は 1,475,235 m<sup>3</sup>で前年度に比べ 32,027 m<sup>3</sup>、2.1%の減少となり、有収率は 89.0%と前年度より 1.0 ポイント減少した。

なお、給水普及率は前年度と同数値の 99.9%である。

#### 【業務内容】

区 分	年間総配水量 (m <sup>3</sup> )	年間有収水量 (m <sup>3</sup> )	有収率 (%)	施設利用率 (%)	最大稼働率 (%)
4年度	1,657,014	1,475,235	89.0	79.7	89.7
3年度	1,675,234	1,507,262	90.0	80.5	101.9
比較	△ 18,220	△ 32,027	△ 1.0	△ 0.8	△ 12.2

#### 4. 財政状況について

令和4年度末の資産総額は、29億8,600万318円となり、前年度に比べ1,158万1,755円、0.4%の増加となった。資産の内訳については、固定資産における有形固定資産のうち、構築物が3,196万5,492円減少したことなどにより、前年度に比べ46万7,856円、0.02%減少した。また、流動資産については、現金預金831万263円増加したことにより、前年度に比べ1,204万9,611円、1.7%の増加となった。

負債総額は、5億1,078万2,891円となり、前年度に比べ1,070万9,472円、2.1%の増加となった。この要因については、工事請負費や上下水道料金及び公営企業会計システム導入業務等の未払金が増加したことによるものである。

資本総額は、24億7,521万7,427円で前年度に比べ87万2,283円、0.04%の増加となった。資本の内訳については、自己資本金は、前年度と同額の18億6,613万8,674円となった。また、剰余金についても、前年度と同額の5億454万2,422円となった。

以上が令和4年度決算における財政状況である。なお、負債及び資本の合計額は、29億8,600万318円であり、資産総額と一致している。

#### 5. 建設改良事業について

資本的支出における建設改良費の決算額は、9,349万3,949円となり、前年度に比べ3,286万517円、54.2%の増加となった。また、企業債償還金は、519万5,164円となり、前年度に比べ105万4,741円、16.9%減少し、資本的支出の決算額は9,868万9,113円となり、前年度に比べ3,180万5,776円、47.6%の増加となった。

資本的収入の決算額は、778万8,000円となった。

資本的収入の決算額から資本的支出の決算額を差し引くと9,090万1,113円の

不足額が発生するが、この不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から 723 万 7,616 円、減債積立金 519 万 5,164 円及び過年度分損益勘定留保資金から 7,846 万 8,333 円により補填している。

## 6. 総括

以上が令和 4 年度水道事業会計決算審査の概要である。

審査に付された令和 4 年度鳩山町水道事業会計決算書並びに付属財務諸表の各数値に誤りはなく、必要な証書類も整備され概ね適正なものと認められる。

令和 4 年度決算は、前年度に比べ事業総収益が減少し、事業総費用も減少したため、87 万 2,283 円の純利益となった。しかしながら、給水人口の減少をはじめ、節水機器の普及などにより、今後における水需要の増加は見込めない。また、配給水設備の更新整備、老朽管の更新などを考慮すると、依然として厳しい財政状況が続くものと思われる。

また、老朽管の更新について、令和 2 年 3 月に、安心・安定的な水の供給と健全な事業運営と、「安全」、「強靱」、「持続」の目標達成のため、将来の実現方策を示した「鳩山町第 2 次水道ビジョン」及び「経営戦略」を策定しているが、各年度の計画に沿って工事等が実施されていない状況である。今後、災害発生時や突発的な事故に対応することが困難であると思われる。できるだけ計画に基づいた事業を推進する必要があるが、計画のとおり進められない場合は、計画の見直しを検討する必要があると考える。

今後の事業運営にあたっては、経営全般にわたり分析を行うとともに、未利用施設の処分など、計画的に実施し、効率的な運営に取り組み、引き続き安全で良質な水の安定給水に努められたい。